

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○田村委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民主党の柚木道義でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。質問に入ります前に、昨日のWBCの日本の勝利は、大臣、多くの日本人に勇気と誇りを与えてくれたと思います。きょうは、戦没者等の御遺族に対する特別弔慰金支給法の改正案の質疑でございますが、大臣におかれましては、意味合いは異なりますが、ぜひ、日本人に生まれてよかったと思える御答弁をお願いして、質疑に入らせていただきたいと思います。

私自身は戦後世代ではございますが、ことし八十四歳になる私の祖父が、かつてシベリアで二年間の拘留経験がございます。無事帰国させていただくことができましたことで、こうして今自分が質疑に立たせていただいているんだなと思っておるわけですが、だからこそ、戦没者の方々やその御遺族の皆様、そして今日の平和の礎を築いてくださったすべての皆様のためにも、きょう、しっかりと質疑させていただかなくてはと思っております。

また、この質疑のために、遺族会の方にも何人かの方にお話を聞かせていただきました。お聞きすることで古傷をえぐるようなことにならないようにと思いつながら、一方で、御遺族の方々から、私たちもだんだん高齢化が進んでいくのだというようなこともおっしゃられ、お話を聞かせていただくことで、私自身も皆様のお気持ちをしっかりと受け継いでいかななくてはとの思いで聞かせていただきました。それでは、具体的な質問に入りたいと思います。資料の一は仕組みですから、ごらんいただきながら、二をごらんいただきたいと思います。

きょうは特別弔慰金でございますが、昨日の朝日新聞の報道に、特別給付金の件で提訴がなされたということで、戦没者の妻の方お二人が、通知がなかったために計五百六十万円、そしてお一方が三百八十万円受け取れなかったということで提訴されています。実際に、この記事を見ても書いてありますが、九三年、〇三年の支給分だけで約四百十億円が未払いのまま時効を迎えたことがわかっている、国が提訴されるのは初めてでございます。

この中で、実は、二人が恩給法に基づく扶助料は受け取っていた。そこで、原告側は、毎年現住所や安

否が更新されている総務省の恩給受給者名簿と厚労省が照合していれば、通知の不備は生じなかったと指摘をされております。原告の方は、「給付金を請求できなかったのは、すべて国や事務を委任された都道府県の怠慢が原因」と主張されています。

これに対しまして厚労省社会・援護局は、報道によりますと、時効については法律に規定がある以上、「過去の未払い分を給付することはできない」としております。先ほど時効のお話もありましたから後ほど少し伺いますが、その一方で、「ただ、次回支給予定の一三年から、恩給受給者名簿と照合しながら未申請者にも通知する」というふうに報道がなされているんですね。

そこで、私は、まず今回の特別弔慰金の方ですけれども、十七年四月一日から二十一年三月三十一日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する御遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して支給するとございまして、この間のいわば切れ目の部分ですね。この切れ目のない支給のために、先ほど記事を紹介しましたように、特別給付金についても、恩給受給者名簿と照合しながら未申請者にも通知すると社会・援護局が答えられているということでございます。

大臣にお伺いしたいのは、こちらの特別弔慰金についても、この特別給付金の方の報道と同様に、例えば恩給名簿の公務扶助データ等を厚労省の遺族年金名簿等と照合することで、恩給対象者が亡くなった際に、その御遺族に特別弔慰金の交付対象になる旨を御案内させていただくなどの方法を、ぜひ御努力、工夫をいただけないかというふうに考えるわけでございます。そして、その上で、実際に切れ目のない支給を行っていただくことをお願いしたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 制度が周知徹底されず、持っている権利が時効や何かで阻まれるというのは大変残念なことであります。

今委員御指摘のように、今回の特別弔慰金から、総務省の協力を得まして、恩給などの失権者データを活用して、国が直接遺族に対する個別案内を実施するというのをやることにしております。それとともに、個別に御案内を送ったけれども返事が来ないというような方に対しては、都道府県を通じまして、電話などによってフォローアップをきちんとやるということで、ぜひ、こういう漏れがないように努力をしていきたいと思っております。

○柚木委員 ありがとうございます。漏れと同時に、切れ目のない支給という形での取り組みをあわせてお願いをしておきたいと思えます。

先ほど、新井委員より時効のお話がありました。資料の二におつけしております特別給付金の部分についても、あるいはその他の、こういった戦没者の御遺族の方々等への弔慰をあらゆる幾つかの仕組みがあらうかと思えます。

そういったことも含めて、ぜひ、この時効の点については、先ほどは大臣官房審議官の御答弁もございましたが、やはり大臣、戦後もう六十四年が経過し、そして御遺族の方々等の高齢化も進んでいる中で、こういう特別給付金も含めて全般的に、この三年の時効という部分については、私も先ほどの質問と同

様に、さほどしゃくし定規に適用することが、果たして本当に、この特別給付金の場合には戦没者の奥様でございますが、そういった方への精神的苦痛を慰藉する国の態度としては決して手厚いものとは言えないというふうに考えるわけでございます。

ですから、大臣、資料は訴訟のことですから、この個別案件ということではございませんで、例えば特別給付金その他の時効の部分につきましても、申請が仮にあった場合には、時効後も含めて、過去の未払い分までさかのぼって給付するなどの方法を御検討いただけないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 これは、この国会でつくられた特別給付金支給法の第六条で三年という規定がありますから、それを例えば五年にするとかというようなことになれば、また個々に法律改正が必要なので、これは国会全体でお考えいただく必要があるというふうに思います。

ただ、やはり最大の問題は、周知徹底が必要なので、これは新聞や何かを使って相当やっていますけれども、特に、前回受給なさっていた方には必ず個別に御連絡するということをやっておりますので、さらなる周知徹底の努力でその点をカバーしていきたいと思っております。

○柚木委員 前半の方の御答弁、例えば五年というような部分ですね。確かに大臣が後半におっしゃった部分がメインではあるんですが、やはりそこから漏れてこられる方々、しかも、この特別給付金の場合には、まさに総務省と厚労省とがもう少しそういった連携ができていけば防ぎ得たかもしれない案件でございますから、そういった方に限定してという部分も含めて、先ほどの五年等という部分についても、今後、まさに私たちも含めて前向きに検討させていただきたいと思っております。

引き続きまして、今回の特別弔慰金の支給方式でございますが、その部分について御質問させていただきたいと思っております。御案内のとおり、四万円を六年償還ということで、額面二十四万円の国債の発行ということでございます。先ほどの御質問の中でもありましたが、こういうことを今後どうしていくのか。あるいは、そもそもこの支給方式というものが、御遺族の方々が高齢化していく中で、この特別弔慰金受給者の平均年齢、たしか七十八・二歳でしたか、先ほどの御答弁でもあったと思っております。

そういう中で、毎年四万円掛ける六年償還という現行方式が、本当に御遺族の方に対しての弔慰を御遺族の皆さんの立場に立ってあらわすことになるのかどうなのか。厚労省として、毎年償還することで国としての弔慰を御遺族にお感じいただけたらというお考えも、昨日もお聞きしました。それもわかりませんが、一方で、国債の償還受け取りなども地域によって、先ほども質問に過疎の地域等という御発言もございましたが、国債の代理店における、例えばゆうちょ銀行と他の金融機関とのサービスの種類の違いも多少ございますし、代理店とその国債代理店との違いもございます。

そこで、私は、大臣にぜひ御検討をお願いしたいのは、今後、遺族会の皆様等のお考えなどもよくお聞きいただいた上で結構ですから、この支給金額を一つは増額、それから、例えば一括償還、そういった支給方法の工夫についてもお考えをいただけないでしょうか。増額と一括償還などの支給方法の工夫、

以上二点、お願いいたします。

○舛添国務大臣 委員おっしゃったように、毎年償還するというのは、毎年これは心から、国のためにお亡くなりになられた方々、御遺族に対する感謝の気持ちをあらわすということなんですけれども、今委員がおっしゃった点についても、御遺族の皆さん方はどういう御希望があるか、そういうことをよく聞いて、そしてまた改善すべき点があれば、今おっしゃったような点について検討させていただきたいと思います。

○柚木委員 ありがとうございます。

ぜひ、遺族会の方々等のお話もお聞きをいただき、それを御反映いただけるように、今の答弁をいただいたと思いますので、重ねてお願いをさせていただきます。

引き続きまして、支給対象者の件、それから申請をするための要件、全員の同意を得てという部分があるろうかと思いますが、この二点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

私も遺族会の方のお話をお伺いする中で、決してたくさんということではなくてレアケースなんだとは思いますが、まず一点目に支給対象者についてですけれども、例えば、御遺族である御兄弟が県外なり、場合によっては海外などに転居したりして、連絡をとり合って同意をいただいて、その上で申請をするというようなことが大変に困難な事案というのもございます。実際に、話し合いをすることによって、これは金額というよりも気持ちの問題でもございますから、なかなかその同意が得られないケースもあるように聞いていて、それによって申請を行わないというようなこともお聞きをしております。

そういう場合について、二点目の方に言いました申請する要件、全員の同意が必要であるというような要件を若干緩和をいただく。具体的にどういう方法があるのかというのはもちろん御検討いただいた方がいいんですけれども、やはりそういうケースは、例えば、基本的に優先順位の一番高い方に一定の連絡等、手続もとろうとしたんだけど、今こういう状態でみたいなことも含めて、何らかの形でその申請に添付していただくようなことも含めて、この要件の緩和というのをまず一点、御検討いただけないでしょうか。

○舛添国務大臣 今委員がおっしゃったことは、これは特別弔慰金じゃなくて、私もある親族の遺産の問題にかかわって、関係者が多くて、海外にいるのもいて、とにかくその同意を得るといのはめっちゃくちゃ大変で、例えば印鑑証明書を出しますね。そうしたら、有効期限にいつてまたやる、またやると。その中で、すねるといって同意しない人がいたときはアウトだということなので。

この要件は、基本的には皆さんの同意書なんですけれども、同意書を求めたんだけど、かくかくしかじかの親類からは同意書が得られなかったということの申し立て書をお書きいただければ支給できるということになっておりますので、まさに最近、私はそういう例があったので、先ほど申し上げた親族の件ですけれども、気持ちというか状況はよくわかります、この特別弔慰金について。ですから、そういう形で申し立て書を請求者からお出しいただければ支給するということなので、これははっきりさせていただき

たいと思います。

○**柚木委員** ありがとうございます。

申し立て書があれば支給できるという今の御答弁、実際に、遺族会の方でも御存じでないということも実情としてあつたりしますので、今の御答弁の確認とともに、さらなる周知をお願いしておきたいと思えます。それから、前半に申し上げた方ですが、四万円の六年償還という部分です。金額の問題は確かにございますが、それ以上にやはり弔慰、弔いへの思い、気持ちの問題でもございます。

そこで、今大臣の大変よくおわかりの御答弁がございましたので、その支給対象者です。同意を得て、一番順位の高い方というのが現行で規定がございしますが、まさに申し立て書じゃありませんが、一定の事情等がある場合に、支給対象者を優先度の一番高い方に限定せずに、例えば四人兄弟であれば、単年度に直せば一万ずつになります。そういう柔軟な形での申請を可能にさせていただくようなことも、あわせて御検討いただけませんか。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

○**舛添国務大臣** そこが非常に難しく、例えば、四人だったらちょうど割れるんですけども、三人だったら小数点が出るとか。

それともう一つは、私のさっきのケースだと関係者が二十人ぐらいいたのかな。そうすると、個々にやっていたら物すごく時間がかかってしょうがないので、私の姉が右代表でやったので比較的早く済みました。ですから、その迅速性ということ、事務が早くいくということと今の要請とがバッティングする可能性もあります。

それから後の話は、実を言うと、家族の中でこの問題をめぐっていさかいを起こすようなことがあつてはいけないんですが、どうしてもそういう危険性もある。そこに行政の方でそういうことがないような手だてをとというのも、例えば私なんかはそういうこともよくわかりますが、今はお年を召された方が多々ございますので、迅速性ということを優先させているので、そういう二つを調和できる何かうまい方法がないか、それは検討させていただきますが、今の我々の立場はそういうことでございます。

○**柚木委員** 原則は私も承知しておりますので、今後、そういう御意見もあるということも踏まえて、今、考えていきたいということでございますから、そういう声が上がってきたときにはぜひ具体的な検討に入っていただきたいと思えます。関連して、資料の三ページ目におつけをしております原爆症認定の案件についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

きょうは、実は傍聴席に東京被爆者団体協議会の皆さんもお越しをいただいておりますので、この問題、資料の三ページにもおつけをしておりますように、原爆症認定、「より広く」の判決再び、原爆症認定について再考を迫られる国というふうでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、この報道は三月十八日、広島地裁の訴訟判決でございますが、その前段、十二日の千葉訴訟東京高裁についても同様に国側敗訴の判決が出ておりまして、国は、実は十五回続けて敗訴したことになっております。

これまで、そういった状況が続けながら、国は控訴を繰り返してこられました。認定基準の見直しについても小幅にとどめてきたと言わざるを得ません。そんな中、三百余名の原告の皆様のうち、六十人以上の方が御逝去されています。全国の被爆者の方々の平均年齢は七十五歳を超え、被爆者にとって時間的な余裕はなく、これ以上の先延ばしは許されません。

今回の三月十二日の千葉訴訟東京高裁判決、そして十八日、この記事の広島地裁判決の二件について、まず一点目は、上告や控訴をしないとお約束をいただきたい。あと二点、続けて伺います。その他の係争中の案件についても早期解決をお約束いただけませんか。そして三点目に、こういった訴訟の原因となっている被爆実態に合わない認定制度も抜本的に見直すべきだと考えます。

一点目は、この二つの判決について上告や控訴をしないとぜひお約束をいただけないか。二点目は、その他の案件についても早期解決をお約束いただけないか。そして、その上で、こういった訴訟の原因となっている被爆実態に合わない認定制度も抜本的に見直していただけないか。以上三点を明確に御答弁をお願いいたします。

○舛添国務大臣 ちょっと順番を逆にお答えをさせていただきたいと思えます。

皆さん大変御高齢になっておりますし、私も、長崎にも広島にも訪れ、皆さん方の声も直接お伺いしております。それで、とにかくこの認定の迅速化ということで努力をしてみたりしましたし、それから、これは専門家の方々が医学的な見地で認定をなさるので、これについても分科会できちんと議論をしていただきたいということでやってきましたので、この三番目の認定についても、今申し上げたようなことを進めております。

それから、すべての原爆症認定訴訟について、早期解決ということと一番目の問題ですけれども、今の二つの東京高裁と広島地裁の判決について、これは今まだ法務省と協議中でございますので、政府全体でどういう決定を下すかということがまだ協議中でございますので、今の委員の御意見もきっちり賜った上で検討を進めていきたいと思えます。

それから、どういう形での早期解決をするか、これは司法の判断、そして医学の見地、こういうものを総合的に判断して、一日も早くいい形で解決をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○柚木委員 もう少し大臣、基本的には前向きな御答弁をいただいているんですが、この記事にございます、広島地裁判決は厚生労働大臣の怠慢を初めて指摘し、国家賠償を命じた、そして、審査を専門実務者任せにする姿勢を厳しく指摘し、現行の認定行政のあり方に強く再考を促す内容になっているわけ

です。

専門家のお話を聞き、努力してこられた、それはそうでしょう。しかし、その一方でどんどん原告の方も亡くなっている。ぜひ、これは政治決断が求められているんだと思います、政治のリーダーシップが求められているんだと思います、大臣。薬害肝炎でも同様だったと思いますが、あちらの方々に向けて、そして全国の被爆者の方々に向けて、もう一步踏み込んだ強い決意をぜひお示しいただけませんか。

○舛添国務大臣 日本国は三権分立の国でございますから、司法の判断をこれは厳粛に受けとめないといけない。行政は行政の責任として、きちんとこれは国民に対して責任を果たしていかないとけない。そのときの司法の判断と、医学的な専門的な見地で、これは専門の方々が一生涯懸命努力してやっていただいた、そういうことを総合的に勘案し、厚生労働大臣一人の決断ではなくて、法務大臣を含め国全体として、官房長官を中心に、どういう形でこの問題に対応するか真摯に検討を進め、一日も早い解決のために努力をしたいと思います。

○柚木委員 御答弁にありましたように、河村官房長官は、今回の千葉の訴訟の東京高裁の判決が出た段階で、もうこういった訴訟の一括の解決をしたいと、昨年十月三日の記者会見で明確に発言をされておられます。そして、そのことについて、我が党の高木委員が分科会で大臣とやりとりをされたはずですから、今の御答弁を本当に踏まえて、一日も早い解決というのを形として実現いただくことを強くお願いして、次の質問に入りたいと思います。

介護施設整備への交付金の部分についてお伺いをいたします。連日報道されておりますように、群馬県のNPO法人が運営する「たまゆら」という施設で、火災によって十人ものの方々がお亡くなりになられております。亡くなられた方々と御遺族の皆様には心より哀悼の意を表したいと思います。その上で、大臣、昨日も閣議後の会見で、こういった「たまゆら」等の部分も含めて、施設の受け皿が今大変不足しているという中で、介護施設整備への交付金増額について触れておられます。

確かに、三位一体改革で〇六年度から、国から都道府県への交付金が廃止され、現在、補助している自治体もございますが、補助額が低いことが施設整備が進まない理由に挙げられています。よって、特養、老健、ケアハウス等の大規模広域型施設整備やグループホームなどの地域密着型サービス拠点整備のどちらも、大規模、小規模も含めての補助額の増額を、国からの交付金の増額によって行っていただけとの意向を昨日大臣はお示しになられたんだと私は受けとめておりますし、評価をしたいと思いません。

その上で伺いますが、では、いつからこの交付金増額を実施していただけるのか。いつから、これが一点。そして追加の景気対策として、例えば、早ければ二十一年度の補正予算に盛り込んでいただけるのか。大臣、これは、この火災の件も含めて命にかかわる問題でもありますから、いつから交付金を増額していただけるのか、補正でやっていただけるのか、その方向性をぜひお示しいただけませんか。

○舛添国務大臣 まず、委員と同様、本当にこの不幸な火災でお亡くなりになった方々に哀悼の意を表

したいと思います。しかも、これは数日後に監査に入ってチェックする直前でしたので、なおのこと、これは我々も含めて、もっと厳しい監査をやっておかぬといかぬかたなというふうに思います。

そして、今おっしゃったように、墨田区の方々があそこに行かれています。それは、東京で介護の施設が足りない。一番大きな原因というのは、やはり土地の値段が高くて、結局、土地の値段が安い他県に契約のような形でということでもありますから、そうすると、これの抜本的な解決策というのは、今、介護従事者の賃金をどうするか、処遇の改善の話をしてはいますが、やはり介護全体の、ハード、ソフトを含めて、人材を含めて、施設を含めて、これを全国的に充実させることが最終的に大きな解決になるというふうに私は思っております。

そういう意味で、では、どういう手だてをするんだろうか。これは今、総合的に、介護のハード、ソフトを含めての整備をやるということが解決策になるという私の認識を申し上げましたので、例えば、そういうことで地方の自治体、市町村に対する補助金、交付金、こういうものをふやして新しい施設をつくったり、今の施設を増加すること、これのインセンティブを与えるというのは私は悪いことじゃないので、一つの政策であり得るということで、それをきのう申し上げました。

それで、いつからということ、これは私のアイデアですから、与党の皆さん方もよく議論をして、できるだけ早くこういうことを実現させたいと思っています。そのためには財源の手当てをどうするか、それは財務省や総務省とも話をしないといけません。ですから、そういうことについて、今はまだ本予算がきちんと成立しておりませんから本予算の成立を待って、どういう形の手当てをするかということ、これは、ぜひ私が申し上げたアイデアを一日も早く実現させたいと思いますから、必要なプロセス、与党との調整、そして財務、総務省との調整を含めて、一日も早く実現させるように努力をしまいたいと思っています。

○柚木委員 政府・与党の方針として既に検討がなされていて、追加景気策の一環としてお考えをいただいているという報道も承知をしております。ですから、大臣、与党との調整がつけば、財務当局との調整もつけば補正に盛り込んでいただけるといふ、その決意をお示しいただけませんか。

○舛添国務大臣 本予算も上がっていない段階で、補正について一言も言及してはならないという党の国対委員長からの厳しい御厳命でございますので、私のアイデアを一日も早く実現したいという、私の真意をお酌み取りいただければありがたいと思います。

○柚木委員 私の提言は受けとめていただけたというふうに理解をいたしました。続きまして、先ほど大臣が、まさにこの問題全体の、介護の人材確保、サービスの底上げをおっしゃいました。ハード、ソフトの面とある中で、今はハード面についてのお話をいたしましたが、ソフトの方の問題も大変でございます。続いて、五ページ目をごらんいただきたいんですが、要介護認定基準の問題、前日も御質問をさせていただきました。

この報道について、厚労省として、実は、何か報道についての文書の通知を出されたように聞いておりますが、今回、もう年度末を迎えて、この迷走を続けている認定基準の問題、これはぜひ当面凍結をした

上で、見直しをした上でスタートするということが、準備をしているからまずは導入させてほしいというよりも、はるかに利用者の方々の立場に立った視点だと私は考えているんです。

ちょっと具体的に伺いますけれども、今回、厚生労働省によれば、例えば寝たきりの方の調査項目の選択肢に、これまでは「自立(介助なし)」とあった表現を「介助されていない」というふうにして、表現変更であって、ここの報道にあるような「要介護認定の審査 新基準を一部修正」という意味ではなくて、単なる表現変更、つまり判定基準自体の改定ではないというふうな周知の文書まで出されているわけですね。

これは、このほかにも同様のことはいっぱいありますよ。選択基準ですけれども、寝たきり状態などで、移乗の機会が全くない場合には、介助自体が発生していないために、「自立(介助なし)」を選択する。重度の寝たきり状態などで、これは同じ意味ですね、例えば口腔の清潔を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「自立(介助なし)」を選択する。

洗顔を全く行っていない場合は、同様に「自立」を選択する。整髪は、頭髪がない場合、短髪で整髪のない場合は、能力の有無にかかわらず「自立」を選択する。上着の着脱については、時候に合った服装を選択できるかどうかを選択するものではなく、現在の状況で衣服着脱の行為を行っているかどうかで選択する。 およそ人を人として扱っているとは言えないような、こういう選択基準の表現がなされていて、その表現に問題があるんじゃないかと、こういう基準の変更自体が今回問題になっているんだと思うんですね。

だから、まず大臣に伺いたいのは、今回、この報道にあるような新基準の一部を修正するんじゃないかと、この調査項目選択肢の単なる表現の変更によって、実際に認定の軽度化等が防ぎ得るのかどうか、一体中身がどう変わるのか。これについて、大臣、お答えいただけますか。

○舛添国務大臣 まず、一番最後におっしゃったことからお話をしたいと思いますけれども、これは、例えば要介護度の認定を重度にするとか軽度にするとか、そういう意図でやったものでは全くない。それで、事前の調査、いろいろなことでシミュレーションをやった結果、七割近くが要介護度の変更はない、軽度ということになる方々は一、二割おられる、逆に二割ぐらい重度になられるということでございますから、軽度にして何とか介護の費用を減らしたい、そういう意図は全くないということをまず一つ申し上げておきたい。

では、なぜやったんですかと。それは、やはり認定にばらつきがあって、ある町に住んでいれば要介護度が四になる、あるところでは二になってしまう、こういうことがあってはいけません。では、そういう介護度の認定のばらつきはどこから出てくるかというときに、認定の基準に不備があるのではないかと。そこで、介助の必要がなくて寝ている、だけれども、それは介護されないからであって、本当は、寝たままだと褥瘡ができるからちゃんと介護しないといけませんよと調査員がきちんと特記することによって、よりよい介護をする。ただそのときに、要するに、今ほったらかされている、だれも介助していないという状況はぴしっと書いて、その上で何だということをやれということになります。

そういう意味で、ただ私自身がこの認定基準を見ても、ちょっとこれだと誤解を呼ぶな、自立なんという言葉があったら、ちょっとそれはわかりにくくなるなということで、よりわかりよいような形に直せるところは急いで直しなさいという指示を与えた。それから、もう一つ役所全体が反省しないといけないのは、よく周知徹底して、事前に多くの人の意見をもっとよく聞いておくべきだった、これは反省しないといけないと私は思います。

ただ、今、パブリックコメントを含めていろいろなことを聞いて、直せるところは早急に直す、そしてやってみて、やはり大問題である、とてもじゃないけれども現場は大混乱だというようなことが仮にも起これば、きちんと検証して、そのたびに変えていくということでありますから、凍結するより、今のような意図でやっておりますので、ぜひ御理解いただいて、前に進めさせていただきたい、そして検証もきちんとやります、そういうことでございます。

○**柚木委員** 大臣、意図していないのは当然のことなんですね。問題は、二割程度軽度化される事例が出てくる。しかも、それによって重度化が進んだり、場合によっては命にかかわる部分にまでなってしまう、ちゃんとした認定が受けられていれば、まさに社会復帰、生活が自立して行える。そういうふうにならない方が一方で生まれてくることの方に目を向ける、光を当てるのが政治だと私は思うんですね。ですから、大臣のおっしゃることもわかりますが、私は、そういう事後検証のような手法がそもそも許されるのかと。

私、先日質問して、見直しは七月じゃ遅いので、一カ月でも前倒しをと言っ、一日でも早くとお答えいただきました。当然のことだとも思いますが、仮に、七月までの状況を見て事後検証ということで考えると、私もちょっと試算してみたんですけども、サービスの認定の対象の方々、そしてそれを月で割っていったら考えると、三カ月で二割だとすると、単純計算すると十二万人もの方々が軽度化の対象になり得るわけですよ。

ですから、まずやらせてほしい、そういうことよりも、十二万人ものそういう方が生まれてくる、しかもそれを事後検証という形で、大臣、これは言葉は悪いですけども、人体実験のようなことになりかねないわけですから、やはり一度ここは凍結をする、そして一カ月、二カ月おくれてでもちゃんとした体制でスタートするというのを、ちょっともう時間があれなので答弁は結構ですけども、私は、ぜひ、引き続きこの年度内ぎりぎりまで、省内における検討も大臣がリーダーシップを発揮してお願いしたい、ぎりぎりまでその整備、基準の変更、年度内にやれることをやっていただきたいとお願いをしておきたいとします。

続きまして、今回、戦没者の方々への法案をやっていますが、同じように介護の問題というのは、皆さんがもう平均年齢八十代前後になられている。そういう中で、この介護の問題、介護切りの問題、さらには施設から在宅へという方向の中で一つお伺いしたいのは、訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問に係る運用の見直し、これは現場では大きな問題になっておるのをよく御存じだと思います。

今回、三月六日付の改正の通知で、要は、訪問回数制限、それから管理者要件について撤回及び緩和をすることが、資料にもおつけしておりますが、三月二十三日には、今度はそれぞれQ&Aと

いう方式で出されております。そこで、ぜひ伺いたいんですけども、こういう訪問看護ステーションの運営については自治体独自のローカルルールが生じていることが指摘をされておまして、今回の通知でそれが解消されると考えてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

○舛添国務大臣 これは、PTさんの訪問の数の制限とか管理者制限ということがありましたけれども、今回それを全部緩和いたしましたので、これで全国一律にそういうルールが徹底されるということでありますので、御安心いただければと思います。

○柚木委員 最後の質問にいたします。資料の最後におつけをしておったと思いますが、薬害肝炎訴訟の問題でございます。九ページ目、「カルテなし患者と国和解 血液製剤投与 医師治療方針で認定」。これ自体で認定をしたのは全国で初めてというふうなことで聞いております。

大臣、きょう報道で、血液製剤のデータを改ざんしたということで、ある製薬会社、あの薬害エイズを引き起こしたとされる会社でございますが、こういったこともある中で、この記事の中にもありますが、今回のこの認定は「カルテがない患者を救う武器になる。血液製剤を使用した医師に協力をお願いしたい」というふうに担当弁護士の方は話されています。医師をお願いをするということは、厚労省として、大臣が先頭に立ってお取り組みをいただくべきことだと私は考えます。

今回、原爆症の訴訟の中でも、肝硬変の女性らも認定という東京高裁の判決も一方では出ております。こういう中であって、ぜひ、我が党の山井議員がこの間、いろいろな部分が進んでいないじゃないかという指摘もある中で、今回のこの訴訟の判決を受けて、やはりカルテのない患者さんを一人でも多く救済する、そのために大臣として、医師の皆さんにお願いすること、医療機関にお願いすることを含めて、これはしっかり取り組んでいくということを最後に御答弁いただけませんか。

○舛添国務大臣 この新聞記事は、カルテなし患者、こう書いていますから、カルテ以外のあらゆる記録が援用できれば救済していくということで、これはきちんとやりたいというふうに思っております。それは証明すべきものがカルテ以外の何であっても、皆さんを救うんだという趣旨に基づいてこの問題を解決していきたいと思っております。

○柚木委員 以上で終わります。ありがとうございました。